

ローマ帝政初期における皇帝裁判と元老院裁判

— 皇帝による管轄法廷の決定を巡って —*

新保良明**

(平成8年10月31日受理)

The Crimes of the Imperial Court and the Senatorial Court in the Early Roman Empire

Yoshiaki SHIMPO

Many scholars thought that the imperial court and the senatorial court in the early Roman Empire were competitive in the jurisdiction of criminal affairs committed by the senators. However, this paper concludes the following: (1) The emperor decided which court would deal with the accusations; (2) The crimes tried by each court were different, so that the two courts mutually complemented one another. We will find one of the reasons why imperial jurisdiction became institutionalized.

はじめに

ローマ共和政末、刑事告発を受けた元老院議員は、他の身分同様に常設査問所において裁かれるのが常であった。しかし帝政期には、その初期に出現せし皇帝裁判と元老院裁判がかかる事件を管轄するようになる。そして Th. Mommsen を嚆矢とする先行研究は、所謂「特別訴訟手続き *cognitio extra ordinem*」を採る当該二法廷が如何なる犯罪も(法に規定されざる行為であれ)扱えたために、並存競合関係にあることを指摘してきた。更には、皇帝が元老院法廷を操縦した結果、何れの法廷でも自在に判決を下したとも説かれている。だが、筆者がかつて帝政初期二法廷の被告議員達に関し試みた若干の検討は、通説とは異なる画像を導いた²⁾。第一に、皇帝裁判の被告にはコンスル級議員やその家系出身議員が圧倒的に数えられるが、元老院裁判にはかくの如き偏りは見られない。第二に、皇帝裁判がコンスル級議員らに不当な断罪を下すのに対し、元老院裁判では逆に彼らこそが有利に裁判を展開し、時には帝の意に反しながらも、寛大な判決を得ている。第三に、元老院裁判が各皇帝の治世を通じ確認される一方で、皇帝裁判は治世後半に急増する。かくて両法廷は理論上は並存競合するも、異なる実態を呈していた。然らば、かような懸隔は何に起因するのか。解答は先

* 本稿は日本西洋史学会第44回大会における口頭発表を修正加筆したものであり、本年度科学研究費「基盤研究C-2」の研究成果の一部である。

** 一般科 助教授

行研究に望むべくもないが、我々は一先ずそれを皇帝による法廷の使い分けに帰することが許されよう。即ち、彼は元老院支配を強化すべく、殊に治世後半有力議員達の排除に向かい、その際彼らを優遇してしまう元老院裁判を避け、皇帝裁判を濫用したと推考されるのである。これは正に皇帝による元老院支配の実相を垣間見さしむると言えよう。

しかしながら、かく結論するには、以下二点の考察が不可欠である。先ず、皇帝による法廷の使い分けは彼こそが個々の告発に対し担当法廷を決したということの大前提とする。確かに Mommsen や F.de M.Avonzo はかように主張しているが³⁾、後述する如くその見解は史料裏付けに欠けるがゆえに、当該問題の確認は頗る重要にして急務と言える。そこで、この検討を第一の課題に据えねばならない。だが、皇帝による法廷選定の事実が検証されたとしても、これを以て彼がその都度随意に被告議員を二法廷に振り分けたと断ずるのは早計である。J.M.Kelly が指摘した如く、議員の犯罪をも管轄する皇帝裁判の登場とその定着は即座に受容された訳ではなく、広範な批判を惹起し、そしてかかる不評を帝は黙殺しえなかった。実際、ネロは即位時に皇帝裁判自粛の表明を強いられ⁴⁾、また諸帝は結審後でさえ当該裁判の正当化に努めた。カリグラは39年、クラウディウスは42年に、有力議員を処刑した後、元老院に対しその事由を強弁し、ネロも65年のPiso陰謀事件を巡る一連の裁判において不当判決の噂を打ち消すために被告達の自白や証拠を含む裁判記録を取って出版しているのである⁵⁾。更に両法廷の並存競合に照らせば、元老院でも扱える刑事事件を何故皇帝が裁くのかという本質的な疑念が存したことは想像に難くない。かくて、帝政初という言わば過渡期に位した諸帝は皇帝裁判の社会的認知を獲得すべく、世論を視野に入れて裁判権を行使せねばならなかった。これに鑑みれば、皇帝が至当な理由なきまま皇帝裁判を用いるのは賢明でなく、管轄法廷決定の時点においてこそ彼は慎重に対処せざるをえなかったはずである。帝は一定の客観的基準に則し法廷を決したという姿勢を顕示し、法廷選定の正当化、ひいては皇帝裁判の合法化を企図したのではあるまいか。別言すると、かかる大義名分があったればこそ、彼は法廷確定に対する世上の批判をかわし、有力議員を標的とする皇帝裁判を推し進めえたと思われる。かくの如き一歩踏み込んだ論点は従来設定されず、逆に H.Siber や F.Millar は二法廷の境界を流動的と捉え、基準の欠如を示唆した⁶⁾。しかしその論証は見られず、検討の余地を残す上に、世評に対する帝の配慮を勘案すれば、本問題への接近は緊要とみなさねばなるまい。然れば、小稿は裁判実例の分析により法廷振り分け基準の探求を第二の課題としたい。

以上二点の究明は、皇帝裁判の定着を図りつつ、各法廷を巧妙に駆使して元老院支配貫徹を目指す皇帝像を映じしめ、二法廷の並存競合の必然性をも自明のものにすると思われるが、検討対象はカリグラ、クラウディウス、ネロという帝政初、三代の治世(37-68年)にした。通説では、元老院裁判は二代皇帝ティベリウス下に定着し、元老院議員の犯罪をも裁く皇帝裁判は三代皇帝カリグラ以降に頻出したとされている⁷⁾。よって、両法廷が初めて共存したカリグラからユリウス=クラウディウス朝最後のネロまでを扱うのである。今日まで皇帝裁判の出現や権原を巡る議論は数多なされたが、それを定着せしめた背景は必ずしも注目されてこなかった。上掲時期の考察はその一端を解明することにも資すであろう。

1. 告発に対する管轄法廷決定の主体

今日的な検察制度が欠如したローマでは、私人が法廷を選んで告発をなし、それを法廷が受理するところから、裁判が始まる。つまり、裁判の起点は皇帝裁判ならば皇帝による、元老院裁判ならばコンスルによる告訴の受理に置かれたのである⁹⁾。外見上、かような制度は帝に法廷使い分けの余地を与えないが、実態は如何なるものであったろうか。両法廷にかけられた被告議員の実例に即し、所轄法廷の決定過程を検証してみよう。尚、以下では、皇帝裁判の被告(表Ⅰ)を通常の表記で、元老院裁判の被告(表Ⅱ)をイタリック表記で示す⁹⁾。

Mommsen や Kelly など多くの研究者は、皇帝に告訴が提出された場合、勿論彼はそれを自ら裁いたが、元老院に送付して審理を委ねることもあったと論じた¹⁰⁾。これは、帝が告発を二法廷に振り分けたことを意味するに他ならない。かかる所説を史料から確認しておこう。皇帝が提訴を直接受け、且つ皇帝裁判にかけたことが明白な事例は表Ⅰから 17 名に認められる〔10・14・18・20・21・25・26・32・34・42・51・52・54~58〕。更に 5・6・12・53 もこれらに伍してよかるう。皇帝はこの 4 名を私人提訴なきまま独断で召喚した。換言すれば、彼は彼らを元老院に委ねず、皇帝裁判に付すという道を選んだのである。また上掲被告達の公判中に共謀を指摘され、即座に裁判にかけられた議員もいる〔22~24・35~41・43~50〕。以上の被告達は 39 名に達し、皇帝裁判総数の 66% を占める。一方、諸研究は帝が告訴を元老院に送付した実例を明示していないが、表Ⅱが次の事例を供す。6. *Seneca* はクラウディウスが姪を審理した際に、彼女との姦通を指弾される。両名は同一法廷で裁かれるべきであるが、彼は元老院法廷に立った。帝が裁きを元老院に移管したとしか解せまい。また 37. *Antistius* を告訴した囚人はネロにより即座に特赦され、他方被告は元老院裁判にかけられる。訴状を受けた帝が告発者の釈放に応じると同時に、提訴を元老院に付したのである。39. *Thrasea* の告発者はネロに拜謁し彼を糾弾した後で、改めて元老院で弾劾演説を展開した¹¹⁾。よって本件も事実上、皇帝が裁きを元老院に委ねたと言える。帝が当該法廷で被告を自ら訴追した、もしくは他者に訴追させたという事例〔1・4・32~34〕も、広い意味で元老院への審理委託とみなせよう。以上に共犯者〔35・36・40・41〕も加えると、皇帝は元老院裁判総数の 29% に当たる 12 名を当法廷に差し向けたことになる。上記の如く皇帝は提訴を二法廷に振り分けていたのであり、列挙した 51 名の被告は当該期被告総数 101 名の半数を構成する。しかし帝に告訴が寄せられた実数はより多であったと推測しても誤りではあるまい。

次に、コンスル宛て提訴を検討しよう。その受理如何は Avonzo によれば、次の何れかを経た。①コンスルが受理の可否を元老院に諮り、その決定に従う。②コンスルが受理不受理を決める。Avonzo は①を元老院裁判の正規手続きと捉えるが、皇帝出廷の折には彼の見解が告訴受理を左右したと指摘し、②は帝の意向が明らかな場合にのみ生じたと説く。が、その論拠をなす史料の大半は残念ながら元老院裁判しか存しないティベリウス下に帰属する¹²⁾。されば、小稿が射程に置く時期の史料からコンスルの対応の再構成を図りたい。①の元老院審議は先ず 15. *Carrinas* 裁判に認められる。当裁判直前にタキトゥスは元老院におけるネロ像建立提案を叙しているの、本件の取り扱いもそこで議されたと考えられ、そして帝が告訴棄却を命じている。20. *Nerullinus* は父 19. *Rufus* の公判直後に共犯関係を問われたが、この時も告訴棄却を指示したのは帝であった。かくて帝が告訴の帰趨を決したことは看取されよう。だが、提訴を巡る審議が如何程なされたか疑問である。これは史料的に稀な上に、以下に見る如くコンスルと皇帝との緊密な連携が審議を不要にしたと考えられるからである。

表 I. 皇帝裁判の被告議員リスト(37-68年)

被告議員氏名	年代	罪状	判決	主要史料
1.*M. Porcius Cato	38	濫訴	有罪	Tac., <i>Ann.</i> 4.68-71; Dio 59.10.7.
2. Petilius Rufus	"	"	有罪	Tac., <i>Ann.</i> 4.68-71; Dio 59.10.7.
3. M. Opsius	"	"	有罪	Tac., <i>Ann.</i> 4.68-71; Dio 59.10.7.
4.*C. Calvisius Sabinus	39	軍紀紊乱	自殺	Dio 59.18.4; Tac., <i>Hist.</i> 1.48.
5.*Cn. Cornelius Lentulus Gaetulicus	39	陰謀, 軍紀紊乱	有罪	Dio 59.22.5; Suet., <i>Claud.</i> 9.
6.*M. Aemilius Lepidus	"	" , 姦通	有罪	Suet., <i>Cal.</i> 24, <i>Claud.</i> 9; Dio 59.22.6f.
7. C. Anicius Cerialis (= 53)	40	陰謀	無罪	Tac., <i>Ann.</i> 16.17; Dio 59.25.5b.
8.*Sex. Papinius	"	"	有罪	Sen., <i>Ira</i> 3.18.3f.; Dio 59.25.5b.
9. Betilienus Bassus	"	"	有罪	Sen., <i>Ira</i> 3.18.3f.; Dio 59.25.6.
10.*Pompeius Pennus	40	陰謀	無罪	Sen., <i>Ben.</i> 2.12.1f.; Jos., <i>AJ.</i> 19.32ff.
11.*C. Calpurnius Piso (= 35)	40	同棲	有罪	Dio 59.8.7f.; Suet., <i>Cal.</i> 25.
12.*C. Cassius Longinus (= 表 II. 33)	41	陰謀	無罪	Dio 59.29.3; Suet., <i>Cal.</i> 57.
13.*Sex. Pompeius	不明	不明	有罪	Sen., <i>Tranq.</i> 11.10.
14.*C. Appius Iunius Silanus	42	陰謀	有罪	Dio 60.14.3f.; Suet., <i>Claud.</i> 29, 37.
15.*Q. Pomponius Secundus	42	mai.	未決	Tac., <i>Ann.</i> 13.43.
16.*T. Statilius Taurus Corvinus	46	陰謀	減刑	Suet., <i>Claud.</i> 13.
17.*Asinius Gallus	"	"	減刑	Suet., <i>Claud.</i> 13; Dio 60.27.5.
18.*Cn. Pompeius Magnus	47	同性愛	有罪	Dio 60.29.6a; Suet., <i>Claud.</i> 29.
19.*M. Licinius Crassus Frugi	47?	不明	有罪	Sen., <i>Apocol.</i> 11.2, 5.
20.*D. Valerius Asiaticus	47	陰謀, 姦通	減刑	Tac., <i>Ann.</i> 11.1-3; Dio 60.29.4-6a.
21.*C. Silius	48	陰謀, 重婚	有罪	Tac., <i>Ann.</i> 11.26-35; Dio 60.31.3-5.
22. Iuncus Vergilianus	"	" , 重婚幫助	有罪	Tac., <i>Ann.</i> 11.35; Sen., <i>Apocol.</i> 13.4.
23.*Suillius Caesonianus	"	" , "	減刑	Tac., <i>Ann.</i> 11.36.
24.*Plautius Lateranus (= 39)	"	" , "	減刑	<i>Ibid.</i> , 11.36, 13.11.
25.*L. Iunius Silanus	48	近親相姦	自殺	<i>Ibid.</i> , 12.4, 8; Sen., <i>Apocol.</i> 8, 10f., 13.
26.*L. Vitellius	51	mai.	無罪	Tac., <i>Ann.</i> 12.42.
27. Iunius Lupus	51	濫訴	有罪	<i>Ibid.</i>
28.*Q. Lutetius Lusius Saturninus	47-54	不明	有罪	Sen., <i>Apocol.</i> 13.5; Tac., <i>Ann.</i> 13.43.
29.*Pompeius Pedo	47-54	不明	有罪	Sen., <i>Apocol.</i> 13.5-14.2.
30.*Cornelius Lupus	47-54	不明	有罪	Sen., <i>Apocol.</i> 13.5; Tac., <i>Ann.</i> 13.43.
31.*Ser. Asinius Celer	47-54	不明	有罪	Sen., <i>Apocol.</i> 13.5.
32.*Faustus Cornelius Sulla Felix	58	陰謀	有罪	Tac., <i>Ann.</i> 13.47, 14.57, 59.
33.*A. Didius Fabricius Veiento	62	mai., 斡旋収賄	有罪	<i>Ibid.</i> , 14.50.
34.*L. Annaeus Seneca (= 36, 表 II. 6)	62	mai.	無罪	<i>Ibid.</i> , 14.65.
35.*C. Calpurnius Piso (= 11)	65	陰謀	自殺	<i>Ibid.</i> , 15.48ff., 59; Suet., <i>Nero</i> 36.
36.*L. Annaeus Seneca (= 34, 表 II. 6)	"	"	自殺	Tac., <i>Ann.</i> 15.56, 60-64; Dio 62.24f.
37.*Caesennius Maximus	"	"	有罪	Tac., <i>Ann.</i> 15.71; Mart., 7.44f.
38.*M. Vestinus Atticus	"	"	自殺	Tac., <i>Ann.</i> 15.68f.; Suet., <i>Nero</i> 35.
39.*Plautius Lateranus (= 24)	"	"	有罪	Tac., <i>Ann.</i> 15.49, 53, 60.
40. M. Annaeus Lucanus	"	"	自殺	<i>Ibid.</i> , 15.49, 56f., 70; Dio 62.29.4.
41. Afranius Quintianus	"	"	自殺	Tac., <i>Ann.</i> 15.49, 56f., 70.
42. Flavius Scaevinus	"	"	自殺	<i>Ibid.</i> , 15.49, 53ff., 70.
43. D. Novius Priscus	"	"	有罪	<i>Ibid.</i> , 15.71.
44. P. Glitius Gallus	"	"	有罪	<i>Ibid.</i> , 15.56, 71.
45.*Annius Pollio	"	"	有罪	<i>Ibid.</i> , 15.56, 71, 16.30.
46. Cluvidienus Quietus	"	"	有罪	<i>Ibid.</i> , 15.71.

47. Iulius Agrippa	"	"	有罪	<i>Ibid.</i>
48. Blitius Catulinus	"	"	有罪	<i>Ibid.</i>
49. Petronius Priscus	"	"	有罪	<i>Ibid.</i>
50. Iulius Altinus	"	"	有罪	<i>Ibid.</i>
51.*P. Anteius Rufus	66	占星術	自殺	<i>Ibid.</i> , 16.14.
52.*M. Ostorius Scapula	66	占星術	有罪	<i>Ibid.</i> , 16.14f.
53.*C. Anicius Cerialis (= 7)	66	mai.	自殺	<i>Ibid.</i> , 16.17.
54.*T. Petronius	66	mai.	自殺	<i>Ibid.</i> , 16.17-20.
55. Minucius Thermus	66	不明	有罪	<i>Ibid.</i> , 16.20.
56.*P.Sulpicius Scribonius Proculus	67	卓越,,富,家柄	自殺	Dio 63.17.2-4; Tac., <i>Hist.</i> 4.41.
57.*P.Sulpicius Scribonius Rufus	"	"	自殺	Dio 63.17.2-4; Tac., <i>Hist.</i> 4.41.
58.*Cn. Domitius Corbulo	67	人徳, mai.?	自殺	Dio 63.17.2, 5f.; Tac., <i>Hist.</i> 3.6.
59.*Q. Sulpicius Camerinus (=表 II .23)	67	mai.	有罪	Dio 63.18.2; Plin., <i>Ep.</i> 1.5.3.

表 II. 元老院裁判の被告議員リスト(37-68年)

被告議員氏名	年代	罪状	判決	主要史料
1. *M. Junius Silanus	37	mai.?	自殺	Tac., <i>Agr.</i> 4; Philo, <i>Leg.</i> 62-65.
2. Titius Rufus	39	mai.	自殺	Dio 59.18.5.
3. Junius Priscus	39	様々な罪	自殺	<i>Ibid.</i>
4. Cn. Domitius Corbulo	39	mai.	無罪	<i>Ibid.</i> , 59.19.1ff.
5. *Ti. Claudius Nero Germanicus	40?	遺言偽造	無罪	Jos., <i>AJ.</i> 19.13; Suet., <i>Claud.</i> 9.
6. L. Annaeus Seneca (=表 I .34, 36)	41	姦通	減刑	Dio 60.8.5; Sen., <i>Cons.Poly.</i> 13.2.
7. *A. Caecina Paetus	42	陰謀	自殺	Dio 60.16.3ff.; Plin., <i>Ep.</i> 3.16.
8. *Cn. Domitius Corbulo	43	濫訴	有罪	Dio 59.15.3-5, 60.17.2.
9. Umbronius Silo	44	職務不履行	有罪	<i>Ibid.</i> , 60.24.5f.
10. C. Cadius Rufus	49	repet.	有罪	Tac., <i>Ann.</i> 12.22.
11.*Furius Scribonianus	52	占星術	有罪	<i>Ibid.</i> , 12.52.
12.*T. Statilius Taurus	53	repet., 魔術	自殺	<i>Ibid.</i> , 12.59.
13 M. Tarquinius Priscus (= 30)	53	濫訴	有罪	<i>Ibid.</i>
14.*Lurii Varus	41-54	repet.	有罪	<i>Ibid.</i> , 13.32.
15. Carrinas Celer	54	mai.	無罪	<i>Ibid.</i> , 13.10.
16. Cestius Proculus	56	repet.	無罪	<i>Ibid.</i> , 13.30.
17. Cossutianus Capito	57	repet.	有罪	<i>Ibid.</i> , 13.33, 16.21; Iuv., 8.92-94.
18. T. Eprius Marcellus	57	repet.	無罪	Tac., <i>Ann.</i> 13.33.
19.*P. Suillius Rufus	58	repet., 濫訴	有罪	<i>Ibid.</i> , 13.42f.
20.*M. Suillius Nerullinus	"	repet.?	無罪	<i>Ibid.</i> , 13.43.
21. Octavius Sagitta	58	殺人	有罪	<i>Ibid.</i> , 13.44.
22.*M. Pompeius Silvanus	58	repet.	無罪	<i>Ibid.</i> , 13.52.
23.*Q. Sulpicius Camerinus (=表 I .59)	58	saevitia	無罪	<i>Ibid.</i>
24. Pedius Blaesus	59	repet.	有罪	<i>Ibid.</i> , 14.18.
25. L. Acilius Strabo	59	不当な行政	無罪	<i>Ibid.</i>
26. M. Antonius Primus	61	遺言偽造	有罪	<i>Ibid.</i> , 14.40; Id., <i>Hist.</i> 2.86.
27.*M. Asinius Marcellus	"	"	無罪	Id., <i>Ann.</i> 14.40.
28. Pompeius Aelianus	"	"	有罪	<i>Ibid.</i> , 14.41.
29. Valerius Ponticus	61	馴れ合い訴訟	有罪	<i>Ibid.</i>
30. M. Tarquinius Priscus (= 13)	61	repet.	有罪	<i>Ibid.</i> , 14.46.
31. Antistius Sostianus	62	mai.	減刑	<i>Ibid.</i> , 14.48f.
32.*D. Junius Silanus Torquatus	64	mai.	自殺	<i>Ibid.</i> , 15.35; Dio 62.27.2.

33.*C. Cassius Longinus (=表 I.12)	65	mai.	有罪	Tac., <i>Ann.</i> 16.7-9; Suet., <i>Nero</i> 37.
34.*L. Iunius Silanus Torquatus	"	"	有罪	Tac., <i>Ann.</i> 16.7-9.
35. L. Cornelius Marcellus	"	"	無罪	<i>Ibid.</i> , 16.8.
36. Volcacius Tullinus	"	"	無罪	<i>Ibid.</i>
37.*L. Antistius Vetus	65	mai.?	自殺	<i>Ibid.</i> , 16.10f.
38.*Barea Soranus	66	陰謀	自殺	<i>Ibid.</i> , 16.21, 23, 30-33.
39.*P. Thrasea Paetus	66	mai.	自殺	<i>Ibid.</i> , 16.21f., 25-29, 33; <i>Id.</i> , <i>Hist.</i> 4.6.
40. C. Helvidius Priscus	"	"	有罪	<i>Id.</i> , <i>Ann.</i> 16.28f., 33.
41. Q. Paconius Agrippinus	"	"	有罪	<i>Ibid.</i>
42. Paquius Scaevinus	54-68	repet.	有罪	<i>Id.</i> , <i>Hist.</i> 1.77.

註：表 I・II 共に、氏名の「*」はコンスル級並びにその家系出身議員を示す。罪状の「mai.」は誹謗的言動に関するマイエスターズ罪を、「repet.」は属州総督の不法利得罪を意味。また共犯関係は「"」で示した。

そこで、②であるが、コンスルは原則的には自己の判断で告訴を受理しえた。殺人犯の 21. Octavius は被害者の父親から訴えられ、コンスルはこれを受理する。本件は罪状明白にして、犯行の翌日には衆目の的となり、受理の先延ばしは許されなかったのである。並びに R.J.A. Talbert が指摘する如く、属州総督の不法利得罪訴追の受理も慣例上コンスルの専決事項であった¹³⁾。しかし総じてコンスルは提訴を皇帝に上奏したと思われる。次の二傾向に着目したい。第一に、告訴者が皇帝に接近した形跡がないにもかかわらず、帝が開廷前から告発内容を熟知している事例。ヨセフスは、即位前の 5. Claudius がカリグラ下の元老院法廷に立たされた際、帝は叔父である被告に死刑判決が下されることを期待し、出廷したと記す。元老院の討議事項は事前に告されず、会議の冒頭でのコンスルの提議により初めて明らかにされた¹⁴⁾。従って本来ならば、皇帝も裁判について予知すべくもないが、彼は被告が誰かを知って取えて出廷したのである。また元老院が 31. Sosianus に追放宣告した後で、ネロは本裁判を欠席したにもかかわらず、死刑判決が下された場合には被告の罪一等を減ずる所存であったと披瀝した¹⁵⁾。彼が公判前から本件に通曉したればこそ、判決を予測しえたと解せよう。第二に、コンスルが審議を途中で打ち切り、扱いを帝に諮るという事態。62年、ネロ欠席の下、クレタ島の資産家が不法な利殖行為の廉で元老院法廷にかけられた。そして被告が総督に対する属州民の感謝決議の有無さえ左右しようと豪語していた点が申し立てられると、かの Thrasea Paetus は突如かかる決議の廃絶を提案し、多くの議員の賛同を得た。が、コンスルは議事日程外を理由にこれを元老院決議とすることを拒否。後日皇帝は関連法案を上程しており、コンスルが Thrasea 案を帝に諮ったことが窺える。つまり、急遽議題にされた事項は皇帝が事前に聞知しえないがゆえに、コンスルはその扱いを改めて彼に照会せねばならなかったのである¹⁶⁾。かくの如く皇帝は被告氏名や嫌疑内容を予め知悉する一方で、帝の未知案件に関してはコンスルがその決定を避けていた。これらは、コンスルが提訴を逐次皇帝に報告していたことを推察させる。のみならず、その際コンスルは告訴受理の可否も帝に諮ったと思われる。ネロ下の 31. Sosianus 裁判に再び注目したい。被告は皇帝誹謗詩の廉でマイエスターズ法違反に問われるが、41年に同法適用停止を宣言したクラウディウスに倣い、ネロも 54年 15. Carrinas の同容疑に対し告訴棄却を元老院で提案し、前帝の方針堅持を示してあった¹⁷⁾。よって 62年の Sosianus 裁判こそが 21年振りに本罪を正式に俎上に載せたのである。かかる経過に鑑みれば、コンスルが一存で告訴受理を断じたとは到底考えられず、

本件を帝に報じた折に、その扱ひも打診したと想定せざるをえない。またコンスルへの提訴が皇帝裁判に回されることもあった。タキトゥスは、当該裁判を述べた直後に 33.Fabricius が「同様の罪で」告発されたと記す。彼も議員達を中傷する詩作の廉でマイエスターズ法に抵触したのである。そして *Sosianus* 作皇帝誹謗詩がコンスルに訴えられ、Fabricius 作元老院誹謗詩が帝に訴えられたとは考え難く、同一容疑の両裁判連記からも、本件はコンスルに提訴されたと思われる。被告はその嫌疑と、ネロとの友好を利用し金銭と引き換えに官職志願者達を帝に推薦した点を訴追され、後者の容疑が原因で帝自ら本件を裁くに至ったと云う。即ち、コンスルの奏聞により告訴受理を決めたネロは本件を元老院で裁かせるどころか、皇帝裁判に移管してしまったのである¹⁹⁾。以上の如く皇帝はコンスル宛て提訴の受理を事実上決したばかりか、所轄法廷の選定すら行っていた。彼が元老院裁判の判決に不興を示した例はあっても、管轄法廷の確定に不服を唱えた例は見当たらない点も、この傍証となろう。

さて、本節の検討は次なる実態を析出しえた。訴状の提出先を問わず、皇帝は訴追者から、もしくはコンスルの奏上から、告発情報を掌握し、その受理如何まで左右した。あまつさえ、帝は自らの裁量により告発を二法廷に選別していた。かかる司法統御が帝による法廷の意図的な使い分けを可能ならしめたことは、もはや言を俟つまい。

2. 犯罪諸類型に見られる管轄法廷決定基準

皇帝が法廷を使い分けえたにせよ、個々の告発に対し恣意的に管轄法廷を指定していたことにはならない。彼は世論に配慮し、一定の基準に則り提訴を二法廷に振り分けたという姿勢を示さねばならなかったと推量されるからである。確かに *Siber* らはかかる基準の存在を否定したし、これに直接言及した史料も見られない。だが、多くの裁判に関し管轄法廷すら記さない諸史料が当該基準に関心を払う訳がない。また各法廷で扱われた事件に何らかの明瞭な違いが認められれば、これ自体が従來說への有効な反証となろう。ところで、筆者は既に被告議員の経歴と量刑の点に二法廷の差異を見出したが、これらは勿論帝による法廷選定に大義名分を与えはしない。やはり、所轄の法廷は犯罪内容に応じ決せられたという形式を踏まなければ、世論の了解は得られまい。そこで、冤罪の如何を問わず、提訴された罪名に着目して当該期の諸事例を同種の犯罪毎に類別し、その上で、各犯罪群における二法廷の相違を検出してみる。さすれば、これこそが管轄法廷を決定せしめた基準とみなされよう。但し、所謂マイエスターズ罪だけは節を改めて論じる。件数も頗る多く、また後述の如く他の犯罪とは異なる原理で二法廷に振り分けられていたからである。

A. 属州総督の職務上の犯罪群

当該犯罪群は次から構成される。(ア)職務不履行〔パエティカ総督 9.*Umbonius* は対岸のマウレタニア駐留軍に十分な糧食を送らなかった廉で、パンノニア総督 4.*Calvisius* と高地ゲルマニア総督 5.*Gaetulicus* は軍紀紊乱を招いた廉で裁かれた〕。(イ)不法利得〔10・12・14・16～20・22・24・30・42〕。(ウ)属州民に対する酷薄行為 *saevitia*〔23〕。(エ)行政措置に対する不服申請〔クラウディウスの命によりキュレネの土地係争を調停した 25.*Acilius* は、次帝ネロ下で当地より不服を申し立てられ、告訴される。彼は総督ではないが、特務ゆえに総督に準ずる立場にあった〕。以上諸例の殆どが元老院で裁かれ、皇帝裁判扱いは2名に留ま

る。しかし5には陰謀罪が着せられたので、本項では彼を考慮外に置く。では、彼以外の事例に現れる法廷の差異は何に起因するのか。先ず、皇帝管轄属州の総督である(ア)の4.Calvisiusが帝に裁かれた点に着目すれば、属州分掌や任命権者に応じ法廷が確定したと推測される。だが、(イ)の17.Cossutianus・18.Epriusもキリキアとリュキアという皇帝管轄属州の総督であり、(エ)の25.Aciliusも帝に任じられながら、元老院で扱われたため、本要素が所轄法廷を決定づけたとは言えまい。そこで、(イ)と(ウ)の被告達が総督任期終了後に法定犯罪を告発された点に注目したい。(イ)は前59年制定の「不法利得に関するユリウス法 *lex Iulia repetundarum*」に、(ウ)は前18年頃の「公暴力に関するユリウス法 *lex Iulia de vi publica*」に抵触した¹⁹⁾。かかる法定犯罪は元老院に任されたことが後述犯罪群からも確認され、これは法廷確定に際し有効な因子たりえたと思われる。これに対し、(ア)と(エ)には適用すべき法規が見当たらないが、該当3名と法廷との連関は軍事命令権の有無に求められよう。それを有すパンノニア現役総督4.Calvisiusだけが皇帝裁判に付されているからである。彼配下の軍団の軍紀紊乱は帝国の安全を脅かし、由々しき事態を招くがゆえに、早急なる対処が求められたに違いない。だが、元老院裁判は議員召集や有効出席数の充足、被告の任意出廷等の制度上の問題を蔵し²⁰⁾、事件発覚から短期間での対応と結審は望むべくもない。そこで、命令権委任者たる皇帝が事件の因をなした将校の投獄と総督の召還を即刻命じ、自ら審理したのである²¹⁾。これに対し、他2名は緊急対応を要さなかった。確かに9.Umboniusも軍隊関連の職務怠慢を問われ、任期途中で召還されたが、担当属州自体は軍隊を配備せず、本件の緊急性は総督更迭を以て公判前に滅したと言える。かくて、皇帝裁判は迅速な対応を要す事件を、元老院裁判は法定犯罪や緊切な事態に陥っていない事件を管轄していたのである。

B. 性愛関係の犯罪群

(オ)姦通、(カ)近親相姦、(キ)同性愛、(ク)同棲、(ケ)重婚とその幫助、が独自の犯罪群を構成する。だが、該当する被告達の中には他の容疑を主たる訴因とする者が何名もおり、本項では彼らを取り上げない。従って問題とすべきは、(オ)の6.Seneca、(カ)の25.Iunius、(キ)の18.Pompeius、(ク)の11.Pisoとなり、元老院法廷の被告は1名のみである。前項との比較からも、各々の罪状が法定犯罪か否かという点を検討してみよう。先ず、(オ)には前18年頃の「姦通懲罰に関するユリウス法 *lex Iulia de adulteriis coercendis*」がある。次に、(カ)近親相姦が同法に含まれていたかが従来論議され、Mommsen, W.KunkelやO.F.Robinsonは否定説、A.GuarinoとA.Mette-Dittmannは肯定説に立ち、評価が分かれる一方で、R.Rilingerは何れとも断定し難いと態度を留保した²²⁾。ここで、かかる法に論及する余裕はないが、少なくとも帝政初期には本行為が同法に基づき処罰された形跡はない。タキトゥスはティベリウス下における父子相姦と母子相姦の元老院裁判事例に対し同法適用を示唆しておらず、また25.Iuniusがケンソル告示により元老院除籍を受け、クラウディウスがその兄妹相姦の贖罪式を祭司団に命じたという経緯に鑑みれば、本行為は道徳上宗教上の罪として扱われたと解せられる²³⁾。かくて当該期の近親相姦を法定犯罪とする証拠は見い出されない。が、元老院裁判に判例があった事実は看過されえないであろう。他方、(キ)同性愛に関しては、Mommsenが、それは共和政期の「スカンティニウス法 *lex Scantinia*」により規制されていたと主張したが、実際には同法の成立年代も内容も一切詳らかではない。ために、それが同性愛を一律に罰したものではないと論ずるE.Cantarella, C.Edwards, 強姦を除く同性愛行

為の違法性を前面否定する J.Boswell, と諸説が提起されてきた²⁴⁾。しかし少なくとも本行為は周知の如く当時においては社会的禁忌の対象ではなく、たとえ同法が同性愛を標的としていたにせよ、その適用、効力の程は大いに疑問である。最後に、(ク)同様に至っては、犯罪を構成するはずがない。

さて、以上において姦通罪だけが元老院で扱われた点が注目される。そして S.Treggiari は当該期に関しその被告 12 名を列挙したが、内、6. *Seneca* を含む 5 名が元老院で、7 名が皇帝により審理されている²⁵⁾。但し後者 7 名中 6 名は皇帝のファミリアに属し、家裁判で裁かれたと考えられ、残り 1 名の 20. *Asiaticus* は陰謀罪容疑者でもある。よってかかる事情がなければ、姦通罪は基本的に元老院に任されたと言え、前項同様、法定犯罪は元老院管轄という原則が認められよう。また近親相姦の 25. *Iunius* も判例に基づき同法廷下に置かれて差し支えないと思われるが²⁶⁾、皇帝が管轄した。だが、彼の場合はクラウディウスの娘の婚約者であったことを勘案すべきである。皇帝は帝室の醜聞となる罪状を元老院の前に晒す訳にいかず、家裁判に擬して処理したのであろう。即ち、被告は姦通に対する帝の家裁判に準じ扱われたのである。これに照らせば、同性愛に対する皇帝裁判も、同帝が婿の 18. *Pompeius* を帝室の恥辱とみなし²⁷⁾、同様に処したと捉えられる。では、11. *Piso* の同棲事件は如何に解すべきか。史料は有益な知見を与えてくれないが、B. *Bellen* は被告の同棲相手 *Livia Orestilla* がかつてカリグラの二人目の妻であった点を踏まえ、次の如く論じる。彼は、帝が三人目の皇后 *Lollia Paullina* と離婚する際に生涯その異性関係を禁じたというスエトニウスの記述に着眼し、*Livia* にも同種の命令が発せられていたと推測した²⁸⁾。かくて *Bellen* は彼女と *Piso* との同棲を君命無視と解したのであり、情報乏しき中では彼の推論に立脚して考察を進めるしかあるまい。そして同史料によると、*Lollia* に対する上記禁令はあくまでも私的に出されており、*Livia* に対しても公的に宣せられた節は一切ないため、彼女と *Piso* は離婚時の非公式な帝の口達に背いたにすぎないと言える。従って皇帝は私事を元老院に委ねる訳にいかず、さりとて正規の皇帝裁判扱いにするのも不適當であった。恐らく彼は本件を広い意味での帝室絡みの問題と定位し、ここでも擬制家裁判を強行したのであろう。かくの如く皇帝は基本的には元老院に法定犯罪を任せたが、私的問題や帝室構成員の不祥事に対しては、法定犯罪の如何を問わず、自らが担当していたのである。

C. 裁判関係の犯罪群

司法上の犯罪として、(コ)濫訴〔8・13・19・1～3・27〕と(サ)馴れ合い訴訟〔29〕が指摘される。後者の 29. *Ponticus* に関しタキトゥスは、馴れ合い訴訟には濫訴に準じた刑を科すことを既に或る元老院決議が謳っていたと明記している²⁹⁾。彼は元老院で裁かれたので、当法廷は法定犯罪のみならず、決議に規定された行為をも管轄したと推察されよう。だが、(コ)濫訴は前 80 年頃の「レンミウス法 *lex Remmia*」に規定されながら、両法廷に現れる。しかしこれは当然の帰結である。同法は罰則を定めたにすぎず、告発を虚偽と宣告した裁判官が訴追者を今度は濫訴者として再審理するのが原則であった³⁰⁾。ゆえに 12. *Statilius* の告発者 13. *Tarquinius* は前者の元老院裁判の直後に、26. *Vitellius* を告訴した 27. *Iunius* も皇帝裁判において敗訴した結果直ちに、それぞれの法廷で罰せられた³¹⁾。だが、1. *Porcius*～3. *Opsius*・8. *Domitius*・19. *Suillius* は訴追者として登場した法廷と濫訴者として審理された法廷とが異なる。1.～3.らはティベリウス治世下に或る騎士を元老院法廷で破滅させた件を次帝カリグ

ラに問われ、8はカリグラの皇帝裁判により元道路監督官達を徒らに有罪に追い込んだ廉で次帝クラウディウス下の元老院裁判で断罪されている³²⁾。また同帝の皇帝裁判で活躍した19はネロ下の元老院にかけられた。しかしこれら原則外の事態には次なる要因を考慮すべきである。即ち、3件共、告訴者としての裁判と被告としての裁判の間に時間的経過が相当あり、更に19では不法利得審理が先行した。かような状況に限り、同一法廷での審理という原則は無視され、帝がその都度法廷を決したのであろう。かくて例外はあるが、本犯罪群でも概ね一定の基準に即し法廷が選定されていたのである。

D. その他の諸犯罪

本項では犯罪群を構成しえない諸犯罪を取り上げ、それらに対し今までに析出された管轄法廷決定基準の適否を探りたい。次の犯罪が該当する。(シ)殺人〔2〕, (ス)遺言偽造行為〔5・26～28〕, (セ)斡旋収賄〔33〕, (ソ)占星術の利用〔11・51・52〕。先ず、(シ)と(ス)は法定犯罪であり、被告は皆元老院で裁かれている。タキトゥスは21.Octaviusの殺人に前81年の「刺殺者毒殺者に関するコルネリウス法 *lex Cornelia de sicariis et veneficiis*」が、26.Antonius以下の遺言偽造には同年の「遺言と貨幣に関するコルネリウス法 *lex Cornelia testamentaria nummaria*」が適用されたと記す。ここでも、法定犯罪は元老院管轄という原則が確認される。また即位前の5.Claudiusが偽造遺言の証人を務めた事件は、同法に準じて罰するという16年の「リボ一元老院決議 S.C.Libonianum」に抵触した³³⁾。確かに帝室に属す彼は皇帝裁判下に置かれても不思議ではない。しかし既述の如く、甥のカリグラが敢えて彼を元老院に付したのである。次に、(セ)の33.Fabriciusはネロとの友好を悪用した斡旋収賄を主たる訴因として皇帝裁判にかけられる。彼は帝の友人であっても公的立場にない私人にすぎず、ゆえにこの種の賄賂を取り締まる法はなかった。そこで帝は、かかる罪状が自らに直結することを理由に皇帝裁判を断行したのであろう。最後に、皇帝の運命を占星術師に占わせたという(ソ)はマイエスターズ罪と同視されてきたが、R.A.Baumanがこれを論駁し、本罪は単一の犯罪概念を構成したと考えられる³⁴⁾。但し、管轄法廷は一致を見ない。52年に11.Furiusが元老院法廷にかけられたのは、その3年前に元老院が同容疑の女性を追放した件が判例としてあったためと一先ず解されるが³⁵⁾、66年ネロは51.Anteiusと52.Ostoriusを確たる理由なく皇帝裁判に付しているのである。しかし罪状の特殊性を勘案する必要がある。これは確かに元老院裁判の判例を有したが、法定犯罪ではなく、また想定される被害者は皇帝であった。かかる二面性が一貫した原則なきまま帝に両法廷を利用させたと思われる。

以上の如く、本節は諸犯罪が概ね一定の原則に沿って振り分けられていた実態を明らかにした。即ち、元老院裁判は法や元老院決議に規定された犯罪を管轄し、皇帝裁判は法の有無を問わず国家の安危に係わる緊急問題、帝室内の問題、帝自身に連関する問題を担当していた。しかし最大の件数を抱えるマイエスターズ罪の分析が残されている。これは8年頃の「マイエスターズに関するユリウス法 *lex Iulia maiestatis*」に基づく法定犯罪であり、帝室外の被告が殆どを占めたにもかかわらず、皇帝裁判にも数多く認められる。従って上記基準には適合しないのである。次節では、当該犯罪の法廷決定基準を考察することにしたい。

3. マイエスターズ罪に見られる管轄法廷決定基準

国家に対する反逆行為を意味した共和政のマイエスタース罪は帝政初に誹毀的言動をも包摂し、かくて広義のマイエスタース罪の形成発展を見た³⁶⁾。以下では共和政的概念と新たに登場した概念を別個に扱うことにし、先に前者を取り上げたい。これに関しては元老院裁判に 7 と 38 が、皇帝裁判には多くの被告が確認される。では、二法廷への振り分けは何に起因するのか。元老院裁判の 2 事例を見てみよう。42 年ダルマティア総督の反乱計画に加担した 7. *Caecina* はその鎮圧後、当地で縛され、首都まで護送された。現行犯である彼には釈明の余地はなく、虜囚の身にあるため逃走の恐れもなかったことがわかる³⁷⁾。また 38. *Barea* はアジア総督時代に当地の属州民に対し謀反思想を鼓吹した点を訴えられたが、任期は告発の 3 年以上も前に終了している³⁸⁾。つまり被告は過去の行為を問われたのである。かくの如く、2 名が直ちに国家に累を及ぼす危険性は皆無であり、一刻を争って彼らを取り調べ、処罰せねばならない理由はなく、元老院裁判で十分に対応可能であった。帝は皇帝裁判の大義名分を主張できなかつたと言えよう。これに対し、皇帝裁判諸事例は皆、嫌疑の真偽を巡り事実確認を急務とせざるをえないものばかりである。先ず、帝室が関与した陰謀。クラウディウスの舅 14. *Appius*、皇后との重婚を犯した 21. *Silius*、帝位後継者と目された同帝の婿 32. *Sulla* が挙げられる³⁹⁾。かかる容疑は帝位篡奪の可能性を孕むがゆえに、皇帝は真相究明を最優先にせねばならなかつた。次に、軍隊絡みの陰謀。高地ゲルマニア総督 5. *Gaetulicus* と 6. *Lepidus*、親衛隊長を共犯とした 16. *Corvinus* と 17. *Asinius*、ゲルマニア軍団やガリアに対する扇動を申し立てられた 20. *Asiaticus* という 3 件である⁴⁰⁾。彼らの容疑は内乱勃発を当然予想させ、国家の安全保持のためには即決裁判が求められた。しかし、たとえ提訴の中に帝室も軍隊も含まれずとも、疑いがありさえすれば、能う限り迅速な対応が迫られたのは言うまでもない。緊急審理が大謀略を未然に防いだ例が、7. *Anicius* ~ 9. *Betilienus* の陰謀と 35 ~ 50. の *Piso* 陰謀である。前者は拷問を伴う取り調べの中で、後者は 42. *Scaevinus* と或る騎士の尋問により初めて露見し、その後共謀者氏名が芋づる式に判明していった⁴¹⁾。証拠不十分につき結局釈放された 10. *Pennus* と 12. *Cassius* にしても、嫌疑がかけられた以上、罪状認否は至急なされねばならなかつた。かくの如く、陰謀告発はその事実確認を早急に要し、奸計実在の折には逆賊の一網打尽を図るべく臨機応変の措置が要求された。しかし議員召集を大前提とする元老院裁判では、非常時への即応性に欠ける。それゆえ皇帝は即決裁判の必要性を唱え、柔軟に機能する皇帝裁判が陰謀を扱うことを正当化しえたのであろう。

一方、帝政初に新たな犯罪概念として導入された侮辱的言動は両法廷に数多確認される。*Bauman* はこれを法廷毎に区別せず、一律に論じたが、何らかの相違が二法廷に現れるのではなからうか。本罪は差し当たり元老院侮辱と皇帝侮辱に大別される。前者に属す 2. *Titius* は議員達が会議において意に反した投票をしていると道破して元老院で罰せられ、また 33. *Fabricius* の元老院中傷詩は皇帝に裁かれた。だが、33. の場合、斡旋収賄というもう一つの罪状こそが皇帝裁判扱いを決定づけたと *タキトゥス* が付言している点から、中傷詩だけであれば、彼も元老院で裁かれたに違いない。ゆえに元老院侮辱は被害者たる元老院に任されたと考えられる。ところが、当法廷下の本罪の大半は皇帝侮辱であり、侮辱対象だけを以て法廷選別要因とはしえない。そこで、元老院管轄諸事件に看取される二傾向に着目したい。

先ず、4. *Domitius* が好個の例となる。彼はカリグラの歓心を買おうと「陛下は 27 才にしてコンスル 2 回」と刻した皇帝像を作るが、これを帝は自分の若齢と異例のコンスル職就任

への非難侮辱と曲解し、彼を自ら元老院に訴えた。ディオは、帝が当代随一の弁論家である彼を法廷で論駁することにより雄弁の才を誇示しようとしたと痛言している。彼の言を信ずれば、確かに少人数しか陪席しない皇帝裁判よりも、元老院の前で弾劾の熱弁を振るう方が帝にとって有意義であったろう⁴²⁾。ネロもかような効用を計算し、当該法廷を利用している。即位の54年15.Carrinasが同帝下初めて本罪を告発される。前帝のマイエスターズ法適用停止に対しネロはその取り扱い方針をまだ明らかにしておらず、本件が試金石になった。そして帝はこれを皇帝裁判にかけず、元老院に委ねた上で自ら告訴を棄却し、前帝の方針堅持を明示した。かくの如き元老院を尊重した迅速な手続きは、即位して日の浅い彼がその支持を得るべく思慮を巡らせたことを推測させる。更に同法復活の始点となる62年の31.Sosianus裁判では、既述の如くネロは死刑判決を予測して減刑提案を審理前から用意していたが、元老院が追放刑を宣告すると、彼はこれに不快の念を表した。帝は本件を自己の「寛恕 clementia」を印象づける好機と捉えたからこそ、元老院に扱わせたのである。同様の意図は32.Iunius裁判にも現れる。以上のケースでは、皇帝が被告を元老院に付すところに意義を見出し、敢えて当該法廷を用いていたことがわかる。次に、帝が特定議員に対する先入観を元老院に植え付けた後に、彼を裁かせる事例が挙げられる。ネロは33.Cassiusの告発に先立ち亡き皇后の国葬への参列を彼に禁じ、39.Thraseaには伺候 salutatio を差し止めた。これらは有罪宣告に等しい帝の絶交宣言 renuntiatio amicitiae を意味し、彼の真意を元老院に伝えるに余りあった⁴³⁾。元老院はもはや訴因に対しマイエスターズ法適用の可否を問うことなく、彼らの有罪を既定の事実として裁判を行わざるをえなかったのである。かくの如く、皇帝は当該法廷を打算的に利用したり、容喙せずとも有罪判決を誘導しうるケースを元老院に委ねたことが認められた。だが、これは皇帝側の論理であり、議員達は上記諸例を元老院が何故担当するのかを察しかねたであろう。しかし元老院による本罪管轄は決して不当ではなく、むしろ帝の元老院尊重姿勢と映じ、歓迎されたに違いない。

では、皇帝裁判事例は如何なる特徴を呈すのか。それは15・26・34・53・54・59に認められ、罪状が不明確な56～58も同列に論じてよからう。彼らに通底する告発内容は示されないが、二系統の最有力者が集中して現れる点が注目される。第一は26.Vitellius, 34.Seneca, 54.Petronius という皇帝の側近。26はクラウディウスの、他2名はネロの側近であり、彼らの如き腹心の元老院裁判事例は本罪も含め一切確認されない。恐らく帝は、元老院法廷に側近を委ねたならば、権力の中枢を占めた被告の抗弁が帝の不正醜聞を暴くやもしれぬと憂慮したのではないか。事実、Piso陰謀事件の共謀を捏造された36.Senecaは自殺の直前に友人達に向かってネロの母殺しを証言し、54.Petroniusは告発の意趣返しとして帝の淫行を悉く録してから自殺している⁴⁴⁾。そこで、帝は彼らの立場を逆用して国家機密漏洩防止を口実に皇帝裁判下に置いたと思われる。第二は、複数軍団を擁す皇帝管轄属州の総督。両ゲルマニア総督56・57.Sulpicius兄弟とカッパドキア＝ガラティア総督58.Corbuloがそれであり、本来ならば、彼らは総督職罷免後に何れかの法廷に召喚されて然るべきである。しかしディオは、告発事実すら伝えられずに彼らが総督として帝の召集に応じて馳せ参じ、突如処分を受けたと語っており、帝の周到な対処が窺われる。彼は総督の唐突な解任とそれに続く法廷召喚が属州軍隊に与える無用の動揺を危惧し⁴⁵⁾、この両方を同時に且つ卒然と実行できる唯一の方法として総督を別件召集した上での即決裁判を選んだのであろう。即ち、帝はここでも

緊急審理の要を唱ええたとと思われる。一方、二系統には入らない残り3名〔15・53・59〕に関しては皇帝が管轄する必然性が読み取れず、彼の恣意を認めざるをえない。しかし帝は少なくとも帝国の重鎮たる最有力者達の裁判に対し上記の如き大義名分を付しえたのである。

4. 二法廷による分割審理と管轄法廷決定基準

諸事件の共通項から法廷決定基準を読み取ってきたが、かかる共通項さえも、個々の事件を二法廷に振り分ける際の皇帝の恣意性をもたらした偶然の産物ではないかという懸念が依然つきまとう。そこで、再確認を図るべく、一つの事件に連座した被告達を二法廷が分担して裁いた特異な事例に焦点を当てたい。通常ならば、彼らは同一法廷に現れて然るべきである。しかしかように扱われていない場合には、皇帝が意識的に被告達を二法廷に選別したと考えざるをえず、その理由こそ既述の基準にあったと想定される。つまり、件の基準が妥当であれば、必ずや以下に見る諸事例にも適合するはずなのである。次の被告議員達が関わった事件が該当する。(I)39年の5.Gaetulicus・6.Lepidus, (II)40年の7.Anicius~9.Betilienus, (III)41年の6.Seneca, (IV)42年の7.Caecina, (V)47年の20.Asomaticus。

(I)では、ゲルマニア属州に遠征したカリグラが上記2名を排除すべく陰謀容疑を着せ、皇帝裁判により死刑を科すと共に、自身の妹2名にも追放刑を科した。そして首都では、報告を受けた元老院が、現職政務官を含む彼らの友人達を独自に罰したと云う⁴⁶⁾。さて、冤罪であるにせよ、5.Gaetulicus が高地ゲルマニア総督として軍隊を擁すだけに、皇帝は即決裁判の要を主張しえたとし、妹達は彼による家裁判対象者であった。6.Lepidus も帝の義弟であるため、同列に扱われたに違いない。よって、以上4名に対する皇帝裁判は不可解ではない。ならば、その他の容疑者は陰謀の共犯容疑をかけられたにもかかわらず、何故元老院で裁かれたのか。彼らは、緊急度高き事件は皇帝裁判扱いという既述の結論にとって反証となるのか。しかし本件の場合、帝は遠方属州におり、陰謀共犯容疑者達が首都にいる点に留意せねばならない。その結果、帝が全容疑者を召喚し裁くことは物理的に難しく、のみならず、その召喚は時間を要するため、逆に皇帝裁判こそ共犯処罰に即応できなかった。従って元老院が共犯者を緊急に罰する方がむしろ理にかなうことになる。また帝が裁判を敢行する必要もなかった。既に彼が陰謀の実在を認定した以上、元老院は共犯事実を前提に主犯の友人達を裁かざるをえなかったからである。何れにせよ、本件を取り巻く状況は甚だ特殊であり、これは管轄法廷決定基準の適否を問う検体には適すまい。では、他の事例はどうか。

(II)では、カリグラが陰謀発覚後直ちに容疑者を取り調べている。そして共犯氏名を密告した7.Anicius は放免したが、8.Papinius と9.Betilienus を含む数名の議員には死刑を科した⁴⁷⁾。更に史料は、元老院が共犯として哲学者 Iulius Canus を断罪したことを教えてくれる。先ず、ポエティウスは年代や内容など具体的言及に欠けるものの、彼が同帝から陰謀の共犯容疑を突き付けられたと記す。裁判で事実認定された当治世下の陰謀は(I)と本件、41年の親衛隊将校らによる皇帝暗殺の三つしか伝わっておらず、帝が首都にいて且つ不首尾に帰した陰謀は本件に限られる。次に、セネカは Canus が判決から10日後に処刑されたと述べるが、この期間は元老院の死刑判決に特有のものであった⁴⁸⁾。かくて本件容疑者中、彼だけが元老院に付されたのである。これは何故か。元老院裁判が皇帝裁判結審後に初めて行われた

点に着目したい。というのも帝は陰謀が露見した日の夜に即刻 8.Papinius らを処刑しているが、議員の法定出席数充足を前提とする元老院裁判が同日中に緊急召集から判決までを完了したとは考え難く、両法廷の審理同時進行はありえないからである。ポエティウスが Canus の冤罪を指摘している点からも、帝は皇帝裁判後に彼の容疑捏造を着想したのであろう。以上の事実を踏まえると、次の如き考察が許されよう。帝は議員達の陰謀団に対しては緊急対応の必要から皇帝裁判扱いを正当化しえた。が、事実解明終了後に持ち出した Canus の容疑には自ら扱う理由を明示できず、被告を元老院の裁きに委ねざるをえなかったのである。代わりに、皇帝は裁判に介入、死刑判決を導出する。帝は被告の面前で「余は既にそちの処刑を命じた」と告知しているのである⁴⁹⁾。かくの如く、本件の分割審理は管轄法廷決定基準に即してこそ理解されよう。

(Ⅲ)はクラウディウスの姪 Iulia Livilla が「数々の罪に」問われたところに端を発し、彼女は皇帝裁判によって追放宣告を受けた。その際、罪状の一つとして 6.Seneca との姦通が申し立てられ、彼が元老院法廷に立たされることになる⁵⁰⁾。この別法廷扱いは何に起因するのか。先ず、彼女が帝の家父長権に服すのに対し、彼は帝室外にあることが指摘される。しかし兄妹相姦を問われた 25.Iunius は同帝の娘の婚約者として皇帝裁判扱いとなるが、帝室外の妹も帝により追放刑に処されている⁵¹⁾。ならば、Seneca が Iulia と同一法廷に置かれても支障はないはずである。だが、近親相姦と異なり、彼の罪状は明らかに元老院管轄の法定犯罪であった。彼女が複数犯罪を告発されたのに対し、Seneca は姦通罪のみを訴追されたのである。従って姦通罪当事者通しが別法廷で裁かれるという不合理な事態は検出済みの法廷決定原則と何ら齟齬を来さない。即ち、皇帝は法定犯罪を訴追された帝室外の被告を姪と同列には扱えず、元老院に委ねるしかなかったのである。だが、帝は彼の有罪を確信しえた。皇帝裁判が元老院裁判に先行した結果、Iulia の有罪を知る元老院は判決の整合性を保つためにも、被告の有責を既定の事実として審理を進めざるをえなかったからである。

(Ⅳ)では、ダルマティア総督を中心とした陰謀が問題となる。その顛末は次の通り。①共和政復活を掲げる L.Annius Vinicianus は総督 L.Arruntius Camillus Scribonianus と結託し武装蜂起を企てる。7.Caecina を含む議員や騎士が総督の下に参集し、また首都に待機した者もいる。②属州軍隊は総督の檄に呼応せず、やむなく彼は自殺し、謀略は瓦解する。③報告を受けたクラウディウスは直ちに共犯者を捜索、自ら裁き、死罪を科した。Vinicianus ら数名は検挙前に自害する。④その後、元老院裁判が行われ、罪状明白な被告の中には帝の解放奴隷を買収して罰を免れた者もいるが、7には死刑判決が下された⁵²⁾。さて、被告達には明瞭な違いが認められよう。③は陰謀発覚時ローマにいた共犯者であり、④は 7に示される如く属州で逮捕された現行犯とみなされる。従って前者は即座に摘発され裁かれたが、後者は首都に護送されてから審理されたのである。では、被告達は何故同じ法廷で裁かれなかったのか。この理由は即決裁判の必要性の有無に求められる。即ち、本件は内乱勃発寸前にまで至ったため、冤罪である上に未遂事件として処理された(I)以上に、関与者は迅速に且つ徹底的に検挙されねばならなかった。そこで、逃亡や証拠隠滅の恐れがある③に対し帝は陰謀の全容解明を早急に図るべく即決裁判の要を唱え、皇帝裁判を断行した。だが、現行犯として検束中の④には同じ論理を用いえず、元老院に裁きを委ねざるをえなかったのである。

最後に、(Ⅴ)では、属州軍隊扇動と姦通を告発された 20.Asaticus に「元老院裁判が許可

されず」、審理は宮廷内で行われる。しかし不倫相手の Poppaea Sabina そして彼女の姦通を幫助した騎士2名は皆元老院に付された。この元老院裁判扱いは、彼らの罪状が法定犯罪たる姦通罪とその幫助に限られていたからである。一方、20.も姦通を申し立てられはしたが、皇帝は陰謀罪を重視し、彼を即決裁判で処したと解されよう⁵³⁾。

さて、以上の分割審理諸事例は、変則的状況にあった(I)を例外としつつも、前節までに検出した管轄法廷決定基準が妥当な結論であることを証明した⁵⁴⁾。今や我々は、皇帝が告発を担当する法廷を任意にではなく、かかる原則に則り意識的に決していたと結論しえよう。

結びにかえて

二法廷は元老院議員の刑事犯罪を競合且つ錯綜して扱ったと説かれてきたが、小稿は皇帝が告発を(若干の例外はあるものの)一定の基準に即し各法廷に振り分けていた事実を検証した。その基準は次の如く約言されよう。元老院裁判は共和政来の各種法定犯罪や元老院決議に規定された犯罪並びに緊急性薄き犯罪を担当し、皇帝裁判は法の有無を問わず帝室ゆかりの犯罪と緊急対応を要す事件を管轄した。また誹謗中傷に関するマイエスタース罪は別原理により選別され、帝は元老院に扱わせるところに意味がある事件、介入せずとも有罪判決を誘導しうる事件を元老院に付託し、その他、特に側近や重要属州の総督を自ら裁いたのである。では、皇帝は何故かかる基準を採用したのか。元老院法廷には、次なる説明が供されよう。そもそも諸法律は常設査問所設置のために制定され、犯罪概念を特定し、刑罰を規定した。それゆえ有罪判決には法定罰が自動的に科され、畢竟、査問所は被告の有罪無罪を陪審員の多数決で決したにすぎない。従ってかような犯罪を継承した特別訴訟手続きの重心は量刑の検討よりむしろ、法に照らし犯行が確認されるか否かに置かれたはずであり、ここには煩雑な法解釈の問題はさほど生じない。しかも、告発後、原告側による1年間の証拠集めを経てようやく審理に至る総督の不法利得裁判に示される如く⁵⁵⁾、緊急対処の要も皆無であった。よって帝が元老院を押しつけてまで法定犯罪を裁く根拠は見当たらず、それを彼が断行すれば、著しい違和感と反発を招いたであろう。他方、皇帝は帝室ゆかりの被告に家父長権を発動、陰謀や軍事命令権を有す総督の犯罪には即決裁判を科した。非常事態は迅速な対応を要し、制約多き元老院法廷に審理を付すと遅きに失する恐れがあるからである。つまり皇帝は家裁判の主宰者、国家の安寧秩序を預かる者として、これらの犯罪領域を裁断する資格を有すことを声高に主張しえたのである。かくて自ずと二法廷の管轄領域が生まれたと思われる。今や、二法廷が並存競合関係というよりも相互補完関係にあることは明白であり、かかる実状こそが少なくとも公然たる皇帝裁判批判を封じ、その定着を促す一因たりえたとみなされよう。しかし抽象概念から成るマイエスタース罪は拡大解釈の余地を多分に残し、法適用の可否判定は困難である。ゆえに帝が自身への侮辱を裁き、法解釈を下しても、世の一定の理解は得られたろう。だが、これは被害者が加害者を断罪するという奇異な構造を呈すだけに、帝は告発全てを裁く訳にかず、元老院にも任せた。但し、彼は当法廷を巧妙に利用し、その一方で国家機密漏洩と反乱の阻止を口実に有力者を皇帝裁判にかけたのである。

さて、上記法廷決定基準は各法廷を特徴づける因子にもなる。皇帝裁判管轄領域は帝室や側近、重要属州の総督といった有力議員層を覆い、陰謀の中心も概ね貴顕の人士である。ゆ

えに帝は主にコンスル級議員達を裁いたが、のみならず当該領域は彼がその枠内の嫌疑をかけさえすれば、彼らを随意に断罪することも可能にした。諸帝は治世後半かかる手法により裁判権を濫用したのである⁵⁶⁾。他方、法定犯罪は被告の地位と無関係に（不法利得は別としても）、しかも治世を通じ発生する。従って元老院裁判には多様な被告議員が現れ、そして帝も露骨な介入を控えた結果、被告の年代分布や地位と量刑の点で皇帝裁判の如き偏りは生じえなかったのである。しかし件の基準は元老院裁判を補完する皇帝裁判の必要性を認知たらしめたとはいえ、皇帝が下す判決に対する不信感の払拭には何ら資さず、彼は解決策を必要とした。そこで、皇帝顧問団の役割に注目すべきと思われるが⁵⁷⁾、検討は他日を期したい。

註

- 1) Th. Mommsen, *Römisches Staatsrecht*, Leipzig³, 1887, II-2, 959ff.; Id., *Römisches Strafrecht*, Leipzig, 1899, 251ff.; J.L. Strachan-Davidson, *Problems of the Roman Criminal Law*, Oxford, 1912, II, 156ff.; H. Siber, *Römisches Verfassungsrecht in geschichtlicher Entwicklung*, Lahr, 1952, 286ff.; J. Bleicken, *Senatsgericht und Kaisergericht*, Göttingen, 1962, 60ff., 117f.; P. Garnsey, *Social Status and Legal Privilege in the Roman Empire*, Oxford, 1970, 34ff. 尚、常設査問所は特別訴訟手続きが成長を遂げる中で、早期に消滅していった。 Cf. Id., *Adultery Trials and the Survival of the Quaestiones in the Severan Age*, *JRS* 57, 1967.
- 2) 拙稿「ローマ帝政初期における元老院裁判の不平等性について」『歴史』75輯, 1990; 同「ローマ帝政初期における皇帝裁判の人的対象」『歴史』81輯, 1993; 同「ローマ帝政初期における皇帝裁判の不平等性」平田隆一・松本宣郎共編『支配における正義と不正』南窓社, 1994, 所収。
- 3) Mommsen, 1887, II-2, 963; Id., 1899, 253; F. de M. Avonzo, *La funzione giurisdizionale del senato romano*, Milano, 1957, 19, 67, 82-85; J.M. Kelly, *Princeps Iudex*, Weimar, 1957, 44; Siber, 293.
- 4) Kelly, 58, 80; Tac., *Ann.* 13.4. Bleicken は元老院による皇帝への裁判委任が皇帝裁判を発生させたと把握するため、当該裁判に対する世上の批判を完全に無視している。
- 5) Dio 59.23.1; Suet., *Claud.* 37; Tac., *Ann.* 15.73. 更にカリグラは皇帝裁判の被告氏名と判決を逐一 (Dio 59.18.2), ネロは家裁判の判決理由すら公示し (Tac., *Ann.* 14.63), 裁判の正当化を図っている。
- 6) Siber, 293; F. Millar, *The Emperor in the Roman World*, London³, 1992, 523. けれども; A. Wallace-Hadrill, *Civilis Princeps*, *JRS* 72, 1982によれば、皇帝は「市民の第一人者」という共和政的要素を体現しようとする。皇帝による独断的な法廷確定はこの姿勢に大きく反すると言える。
- 7) 包括的な皇帝裁判の成立時期に関しては, Siber, 291ff.; Bleicken, 71ff.; Kelly, 54ff.; W. Kunkel, *Römische Rechtsgeschichte*, Köln², 1990, 77. 権原を巡る学説史については, 弓削達『ローマ帝国の国家と社会』岩波書店, 1964, 204ff.; 柴田光蔵『ローマ裁判制度研究』世界思想社, 1968, 149ff.
- 8) Mommsen, 1887, II-1, 119; Bleicken, 113f. 皇帝裁判における被告の召喚から判決執行までの手続きについては, I. Buti, *La 'cognitio extra ordinem': da Augusto a Diocleziano*, *ANRW* II-14, 1982.
- 9) 被告多数につき、以下では表番号で被告議員に言及。各人の関連史料も表の「主要史料」欄を参照された。但し、表に掲げきれなかった史料はその都度註で補足する。また表 I は皇帝による家裁判や懲戒権の発動も含むが、これらを正規の皇帝裁判と明確に区別することは史料上難しく、有益とも思われなからである。
- 10) Mommsen, 1887, II-2, 963; Kelly, 44; Bleicken, 80; B. Santalucia, *La 'cognitio extra ordinem' in materia criminale*, in: M. Talamanca ed., *Lineamenti di storia del diritto romano*, Milano, 1979, 511.
- 11) *6. Seneca* は Sen., *Cons. Polyb.* 13.2. *39. Thrasea* は Tac., *Ann.* 16.21f., 28.
- 12) Avonzo, 82-85. 彼女が挙げる 10 例中、カリグラ以降は次の 3 例にすぎない。① 66 年の表 II *39. Thrasea*, ② 69 年の *Caecilius Simplex* (Tac., *Hist.* 2.60), ③ 106 年の *Varenus Rufus* (Plin., *Ep.* 5.20). しかし①は最初からコンスルに提訴されたのではなく、③の元老院裁判は告訴受理を前提に被告側の証人喚問の可否を審議

しており、②の裁判が出廷した帝の告訴棄却を証言するだけである。Mommsen, 1887, II-2, 963 A.2 はコンスルが帝に告訴受理を諮らねばならなかったと記すが、史料の根拠は提示されていない。

13) R.J.A.Talbert, *The Senate of Imperial Rome*, Princeton, 1984, 481. Cf. P.A.Brunt, *Charges of Provincial Maladministration under the Early Empire*, in: Id., *Roman Imperial Themes*, Oxford, 1990.

14) Jos., *AJ*. 19.13. コンスルの発議に関しては, Talbert, 275.

15) Tac., *Ann*. 14.48f. 本件に対し元老院は追放判決を下すが, コンスルはその承認を逡巡し, 帝にその諾否を諮った。難件に対するコンスルの主体性欠如が窺える。

16) *Ibid.*, 15.20-22. 更なる事例として *ibid.*, 13.26, 16.8f. Cf. Bleicken, 103f.

17) クラウディウスの法適用停止は Dio 60.3.6, 4.2; R.A.Bauman, *Impietas Principem*, München, 1974, 194ff. Carrinas 裁判については, *ibid.*, 56, 211.

18) Tac., *Ann*. 14.50. Cf. Kelly, 59; Bauman, 32f.; Avonzo, 19.

19) Mommsen, 1899, 705ff.; Brunt, 54ff.; Bleicken, 37ff.

20) 判決は元老院決議という形体を採るが, 前 11 年に決議は 400 人以上の議員の出席を以て有効とされた。Dio 54.35.1; Talbert, 149f. 被告の身柄が拘束されない点については, Avonzo, 94f.; Kelly, 42.

21) Tac., *Hist*. 1.48, Plut., *Galba* 12, Dio 59.18.4.

22) Mommsen, 1899, 684 A.2; Kunkel, *RE* 14, *matrimonium*, 2267; O.F.Robinson, *The Criminal Law of Ancient Rome*, Baltimore, 1995, 54; A.Guarino, *Studi sull' incestum*, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte* 63, 1943; A.Mette-Dittmann, *Die Ehegesetze des Augustus*, Stuttgart, 1991, 42ff.; R.Rilinger, *Humiliores-Honestiores*, München, 1988, 168. 尚, 近親相姦と近親婚は同一事象ではない。

23) Tac., *Ann*. 6.19, 49, 12.4, 8. Cf. Mette-Dittmann, 44-46.

24) Mommsen, 1899, 703 は論拠として Cic., *Fam*. 8.12, 14, Suet., *Dom*. 8 を挙げるが, より詳細で包括的な検討は E.Cantarella, *Bisexuality in the Ancient World*, New Haven & London, 1992, 106ff.; C.Edwards, *The Politics of Immorality in Ancient Rome*, Cambridge, 1993, 65ff.; J.Boswell, *Christianity, Social Tolerance, and Homosexuality*, Chicago, 1980, 65ff. 一方, F.X.Ryan, *The Lex Scantinia and the Prosecution of Censors and Aediles*, *CP* 89, 1994 は, 当該法違反が民事訴訟に属したと捉える。

25) S.Treggiari, *Roman Marriage*, Oxford, 1991, 509f. 元老院裁判は 39 年の Ofonius Tigellinus (Dio 59.23.9), 41 年の 6.Seneca, 47 年の Poppaea Sabina と騎士の Petra 兄弟 (Tac., *Ann*. 11.1-4)。皇帝裁判は 39 年のカリグラの義弟 6.Lepidus 及び妹 Agrippina と Iulia (Dio 59.22.6-9), 41 年の同 Iulia (*ibid.*, 60.8.5), 47 年の 20.Asianicus, 62 年のネロの解放奴隷 Anicetus と皇后 Octavia (Tac., *Ann*. 14.62-64)。Cf. Mette-Dittmann, 105ff. 尚, Suet., *Claud*. 43 は帝が氏名不詳の女性の姦通を罰した件に言及するが, 彼女の身分や詳細な罪状は一切不明である。

26) 但し本罪の発生は稀であるため, 判例があっても元老院はその扱いに困惑した。ネロ下の元老院は 33.Iunius 審理中に被告と叔母との近親相姦嫌疑が突如訴えられると, 彼女の裁きを帝に一任した。Tac., *Ann*. 16.8f.

27) 諸帝の同性愛嗜好はハドリアヌスを筆頭としてよく知られているが, クラウディウスは例外であり, Suet., *Claud*. 33 によると, 彼は同性愛に全く興味を示さなかったという。

28) Suet., *Cal*. 25; B.Bellen, *Beiträge zur Rechtsprechung der stadtrömischen Gerichte unter dem Prinzipat des Gaius und Claudius*, Diss. Köln, 1955, 71f. J.Sheid, *Les frères arvaes*, Paris, 1975, 209 も同一見解。

29) Tac., *Ann*. 14.41. 当該行為を S.C.Turpilianum (D. 48.16) が禁じた。

30) Mommsen, 1899, 491ff.; Strachan-Davidson, II, 136-142; Rilinger, 95ff.

31) 同一法廷での濫訴者裁判は他にも, e.g. Tac., *Ann*. 13.33, 14.65.

32) I.Porcius~3.Opsius は Tac., *Ann*. 4.68-70, 拙稿, 1993, 3 以下。8.Domitius は Dio 59.15.3f.

33) 船田亨二『ローマ法』岩波書店, 1968, I, 298; Rilinger, 142ff.

34) E.Koestermann, *Cornelius Tacitus. Annalen*, Heidelberg, 1963-68, III, 197 の把握に対し, Bauman, 59ff.

と Bellen, 138f. がそれを否定.

- 35) Tac., *Ann.* 12.22. 但し, 帝は寛恕を顯示すべく *II. Furius* 裁判を利用した (*ibid.*, 12.52).
- 36) Bauman, 14ff.; Rilinger, 207ff.; 柴田, 196ff. 尚, 既述の如くクラウディウスと 62 年までのネロは侮辱的言動に関する本罪を認めなかったが, 逆行行為 *parricidium* は勿論大罪とみなされた.
- 37) Plin., *Ep.* 3.16.7f. 尚, Kunkel, *Prinzipien des römischen Strafverfahrens*, in: Id., *Kleine Schriften*, Weimar, 1974, 17ff. は, 現行犯と自白者には審理が必要とされず, 即刻罰せられたという原則を強調する.
- 38) 総督任期は 63 年以前に終了し, 告発は 66 年. Cf. Koestermann, IV, 384.
- 39) 14. Appius は Suet., *Claud.* 29, 37, 21. Silius は *ibid.*, 26, 29, 36, 32. Sulla は Tac., *Ann.* 13.47.
- 40) 5. Gaetulicus · 6. Lepidus · 20. Asiaticus は本稿 4 を参照. 16. Corvinus · 17. Asinius は Bellen, 123f., 191.
- 41) Piso 陰謀事件の発覚については Tac., *Ann.* 15.54-56; 拙稿, 1994, 188ff. 7~9. は本稿 4 で詳述.
- 42) Dio 59.19.3-5. 周知の如く, 皇帝裁判には少人数から成る皇帝顧問団が陪席した.
- 43) Tac., *Ann.* 16.7, 24. 皇帝の絶交宣言は Bauman, 109ff.; Kelly, 8-11.
- 44) Tac., *Ann.* 15.62, 16.19. ネロはセネカに母殺しを極秘に相談していた (*ibid.*, 14.7). 更に帝は騎士 P. Celer 裁判を無期延期にする. かつて命じたアジア総督暗殺を自供されることを恐れたのである (*ibid.*, 13.1, 33).
- 45) Dio 63.17.2ff. 命令権を有す総督の裁判は反乱誘発度が高いとみなされた. 5. Gaetulicus はティベリウス下本罪を告発された際, 蜂起を示唆する書簡を帝に送り, 無罪になったと囁かれた. Tac., *Ann.* 6.30.
- 46) Dio 59.22.5-23.1, 8f. 陰謀の実在が従来唱えられてきたが, *ibid.*, 23.1 が冤罪であったことを明言し, また C. J. Simpson, *The "Conspiracy" of A.D. 39, Studies in Latin Literature and Roman History II*, Bruxelles, 1980 が通説を論駁した. 拙稿, 1994, 183 を参照されたい.
- 47) Tac., *Ann.* 16.17, Sen., *Ira* 3.18.3f., Dio 59.22.5b-6; 拙稿, 1993, 5.
- 48) Boeth., *Cons. philos.* 1.4.27, Sen., *Tranq.* 14.4ff. Cf. Bellen, 36. 元老院の死刑判決から執行までの期間については, Tac., *Ann.* 3.51, Dio 57.20.4, Suet., *Tib.* 75; Mommsen, 1887, II-1, 123; Avonzo, 148-152.
- 49) Sen., *Tranq.* 14.4.
- 50) Dio 60.8.5, Sen., *Cons. Polyb.* 13.2. Cf. Bellen, 127, 184f. 尚, 「森通懲罰に関するユリウス法」は, 森通者同士を同時に告発することを禁じていた. 従って裁判において森婦(夫)の有罪が確定した後初めて, 相手の森夫(婦)が法廷に立たされた. *CJ.* 9.9.8; *D.* 48.15.9; Robinson, 63f.
- 51) Tac., *Ann.* 12.4, 8, 14.12; 拙稿, 1993, 10. 近親相姦裁判は森通罪と異なり, 該当者が一度に告発されえた. *D.* 48.5.7.1; Robinson, 63.
- 52) Dio 60.15.1-16.6, Plin., *Ep.* 3.16.7f. Bellen, 169 は③を皇帝の予審と解し, 容疑者達その後で元老院に回されたとするが, 彼らの即時処刑 (Dio 60.15.4-16.1) は③が予審ではなく, 皇帝裁判であることを示す.
- 53) Tac., *Ann.* 11.1-4. 帝が 20. Asiaticus の陰謀を如何に危険視したかは, 帝の有名な演説中の彼への罵詈雑言から窺われる. *FIRA*, I, no. 43, col. II, 14ff.
- 54) 43 年陰謀の廉で, 親衛隊長 Catonius Iustus が皇帝裁判により, また或る騎士が元老院裁判により処刑された (Dio 60.18.3f.; Bellen, 121f., 190). この場合も, 軍事力を有す前者に対しては皇帝の即決裁判が必要とされ, それゆえ管轄法廷の違いが生じたと考えられる.
- 55) Tac., *Ann.* 13.43, 52, Plin., *Ep.* 6.29.8. Cf. Brunt, 85; Talbert, 481.
- 56) 皇帝による裁判権の不当行使や冤罪は次の 25 名に認められる. 5 · 6 · 11 · 14 · 18 · 25 · 32 · 36 ~ 38 · 43 ~ 53 · 55 ~ 58. 内, 治世前半の事例は 14 と 32 の 2 名のみ. 拙稿, 1994, 183ff.
- 57) 本邦では J. A. Crook, *Consilium Principis*, Cambridge, 1955 が基本的文献とされるが, 欧米学界での評価は一樣ではない. Cf. Kunkel, *Die Funktion des Konsiliums in der magistratischen Strafjustiz und im Kaisergericht*, in: Id., *Kleine Schriften*; A. N. Sherwin-White, *Review of Crook, JRS* 47, 1957; Bleicken, 112f.; F. Arcaria, *Commissioni senatorie e «consilia principum» nella dinamica dei rapporti tra senato e principe*, *Index* 19, 1991, etc.